

改善基準告示

2014/02/11

◆拘束時間

- 1カ月 **293時間**
- 労使協定を締結した場合には、1カ月の拘束時間を **320時間**まで延長可
- ただし、1年間の拘束時間 **3,516時間**（**293時間**×**12カ月**）を超えてはならない
- 1日原則 **13時間** 1日最大 **16時間**（**15時間**超えは **1週間**に **2回**が限度）

◆休息时间

- 継続 **8時間**以上
- 運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるように努めること

●休息期間の特例

業務の必要上やむを得ない場合に限り、当分の間 **1回4時間**以上の分割休息で **合計10時間**以上でも可
ただし、一定期間における **全勤務回数**の **1/2**が限度

●2人乗務の特例

1日20時間

2人乗務（ベット付き）の場合、最大拘束時間は、1日20時間まで延長可
休息時間は、**4時間**まで短縮できる

●隔日勤務の特例

2歴日21時間

2週間で3回までは24時間が可能（夜間4時間の仮眠が必要）

ただし、2週間で総拘束時間は126時間まで

勤務終了後、継続20時間以上の休息期間が必要

●フェリー乗船する場合の特例

乗船中の**2時間**は拘束時間、それ以外は急速期間として扱う

減算後の休息期間は、フェリー下船から勤務終了時までの時間の**1/2**を下回ってはならない

◆運転時間

- 2日平均で、1日あたり **9時間**
- 2週間平均で、1週間当たり **44時間**

◆連続運転時間

- 4時間**以内（運転中断には、**1回連続10分**以上、かつ、**合計30分**以上の運転離脱が必要）

◆時間外労働

- 労使協定：2週間、1カ月以上3カ月、1年の上限

◆休日労働

- 2週間に1回以内、かつ、1カ月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内

◆労働時間の取り扱い

- 労働時間＝拘束時間－休憩時間（仮眠時間含む）
- 事業場以外の休息時間は、仮眠時間を除き **3時間**以内

◆休日の取り扱い

- 休日は、休息期間に **24時間**を加算した時間
いかなる場合であっても、**30時間**を下回ってはならない

◆適用除外

- 緊急輸送・危険物輸送等の業務については、厚生労働省労働基準局長の定めにより適用除外